

林業構造全体を公共的な利益から経済性の追求に転換させる「森林経営管理法」が、モリカケ問題の陰で成立した。「官邸農政」と揶揄される中、法を強引に通すための数字操作がここでも繰り広げられた。

## 持続可能な山づくりに逆行しかねない「森林経営管理法」

尾原浩子

丁寧な議論を省き、突然国会に提案し、

■ 森林経営管理法とは

が見つからない森林がある場合は、計画

あつという間に決まる——。ここ最近の

同法は、荒廃した森林が全国で課題と

を公告し、異議申し立てがなければ同意

農林漁業の重要法の特徴だ。今国会でも、

なっていることを踏まえ、手入れが行き

したとみなす。さらに、適切な管理をし

森林の将来に禍根を残しかねない「森林

届きにくくなっている森林の管理を、意

ていないものの計画に同意しない所有者

経営管理法」が短期間のうちに成立した。

欲のある林業の担い手や市町村に委託し

に対しては、市町村が同意を求め勧告す

法的に位置づけられた林政審議会でも昨

やすくするというもの。市町村が森林の

る。勧告を受け入れない場合は、都道府

年秋に形式的に、一度「報告」しただけ

集約を進めた上で、規模拡大を目指す伐

県が裁定する仕組みも盛り込んだ。新た

で、大急ぎで決まった同法。意欲の低い

採業者や林業経営者らに委託しやすくす

に創設される森林環境税に関連する内容

小規模零細な森林所有者が多いことを踏

る。採算が合わないとみられる森林は、

でもある。

まえ、林業の集積・集約化を進め、林業

市町村自ら管理する。森林所有者の管理

所有者が都会に転出して管理されなく

の成長産業化につなげるといふ一見、聞

責任を明確化し、適切な伐採や造林を求

なったり、木材価格が低迷したりといっ

こえの良い文言が並ぶこの法律には、持

めるといった新たなシステムで、二〇一

た理由で、荒れている森林も多い。放置

続可能な山づくりを目指す林業者からも

九年度から始める予定だ。

されて土砂崩れを誘引しかねないような

研究者からも異論が相次ぐ。同法が成立

具体的には、市町村は管理が行き届か

森林を市町村自らが管理する同法は、多

した今後は、森林管理に権限を持つこと

なくなつた森林の所有者らの同意を得た

くの人がその重要性を感じるどころだろ

になる市町村の「力量」が問われること

上で、森林の集積計画を作る。ただ、共

う。しかし、同法には一見するとわから

になる。

有者の一部が不明で、探索しても所有者

ない、さまざまな問題がある。